平成２４年（フ）第２６５０号
神奈川県茅ヶ崎市南湖２丁目13番11号　坂巻荘201
債務者　今泉　大輔
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７１３号
静岡市葵区車町８番地の11
債務者　阿部　博行
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２２０号
東京都三鷹市大沢１丁目２番34号グリーンコーポ吉岡101
債務者　青木　直人
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５７４号
岡山県瀬戸内市邑久町庄田1160番地
債務者　三浦　直行
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第６０２号
群馬県渋川市北橘町真壁1193番地２
破産者　楯　　巴
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１号
長崎県佐世保市田原町16番44号
破産者　オリエンタル興産株式会社
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３５３号
佐賀市新生町２の１　佐賀少年刑務所収容中、破産手続開始決定時の住所長崎県佐世保市木風町1473番地の11
破産者　山口　政雄
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３９１号
北海道江別市東野幌本町３番地10
破産者　株式会社メディカルアルマーテ
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８２号
北海道上磯郡知内町字上雷74番地
破産者　村上組株式会社
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第９８７号
名古屋市南区中割町２丁目30番地の１
破産者　有限会社ジャストミート
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０５８号
名古屋市中村区熊野町２丁目34番地
破産者　クロスエステートサービス株式会社
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６２７号
岡山市中区四御神170番地の８
破産者　有限会社井内建設
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９４号
岡山市中区兼基142番地２、開始決定時の住所岡山市中区四御神169番地６
破産者　岡田　　務
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９５号
岡山市中区兼基142番地２、開始決定時の住所岡山市中区四御神169番地６
破産者　岡田　春子
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３５号
北海道帯広市西二十五条北１丁目３番６号
破産者　株式会社ヒオキ
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２８８号
京都府亀岡市余部町中条31番地
破産者　中澤　廣司
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３９号
鳥取県米子市加茂町２丁目112番地
破産者　有限会社リツリン商事
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所米子支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１３４号
宮崎県宮崎市大島町馬場尻1899番地１
破産者　兒玉　光代
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部